



金 沢 市 公 報

第 3 0 8 5 号

令和4年(2022年)8月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○児童福祉法の規定による事業者の指定について (")	4
● 告 示		● 公 告	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課)	4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	● 監査公表	
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3	○監査公表 (第8号) (監査事務局)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3	● 農業委員会告示	
		○令和4年第8回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	6

告 示

●金沢市告示第233号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場

- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 106台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和4年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町ニ24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和4年8月23日から同年11月22日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第234号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
若松町地内	自	転	車 1台
米泉町8丁目地内	自	転	車 1台
三馬3丁目地内	自	転	車 1台
古府3丁目地内	自	転	車 1台
八日市出町地内	自	転	車 1台
松村町地内	自	転	車 1台
西金沢5丁目地内	自	転	車 1台
高島3丁目地内	自	転	車 1台
片町2丁目地内	自	転	車 3台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和4年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
 - 令和4年8月23日から令和5年2月22日まで
 - (2) 場所
 - 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
藤田内科リウマチ膠原病クリニック	金沢市直江西1丁目99番地	令和4年5月1日
メンタルクリニックくまぶん	金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢3F	令和4年6月1日
大桑歯科・矯正歯科	金沢市大桑町3丁目176番地	令和4年6月1日
PiEACE DENTAL CLINIC	金沢市大友3丁目2番地	令和4年6月1日
クスリのアオキ三口新町3丁目薬局	金沢市三口新町3丁目6番30号	令和4年6月1日
サンライトあかり薬局	金沢市近岡町381番地 大阪屋ショッピング近岡店内	令和4年7月1日
つつじの家訪問看護ステーション	金沢市つつじが丘53番地	令和4年4月1日

●金沢市告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
メンタルクリニックくまぶん	金沢市本町2丁目15番1号 ポルテ金沢3F	令和4年5月31日
新谷クリニック	金沢市菊川1丁目16番16号	令和4年5月31日
大桑歯科・矯正歯科	金沢市大桑3丁目176番地	令和4年5月31日
PiEACE DENTAL CLINIC	金沢市大友3丁目2番地	令和4年5月31日

●金沢市告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710103837	V Sサポート	金沢市彦三町2丁目1番10号 真和ビル1階	株式会社V Sサポート	金沢市彦三町2丁目1番10号 真和ビル1階	就労継続支援B型	特定なし	令和4年8月1日
1720105426	金沢障害者グループホーム ネクター	金沢市菊川2丁目5番15号	株式会社C l a s p	金沢市東力3丁目104番地2	共同生活援助	特定なし	令和4年8月1日

1710105741	エンデバーメイト金石	金沢市金石本町イ27番地	合同会社東	金沢市観音堂町口63番地1	就労継続支援B型	特定なし	令和4年8月1日
1710105758	C○C○金沢	金沢市福増町北1358番地1 日本海リネンサプライ株式会社内	社会福祉法人廣望会	長野県長野市若穂保科字中道南3654番地	就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定なし	令和4年8月1日

●金沢市告示第238号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750103150	学習サポートscrumPLUS石川金沢校	金沢市久安5丁目253番地5	株式会社S o m m - S o m m	長野県上田市手塚871番地5	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定なし	令和4年8月1日

公 告

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を令和4年8月22日から同年9月5日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画等の原案について、令和4年8月22日から同年9月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地 区 計 画	北陽台1丁目地区地区計画	金沢市北陽台1丁目の一部	別図（登載省略）のとおり

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年8月22日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市観法寺町ろ77番10から77番12まで、82番1、82番3から82番11まで、89番1、89番3、89番4、91番1、91番3から91番18まで、97番3、97番9、126番2から126番7まで、127番2から127番4まで、128番2、129番9から129番16まで、141番2から141番7まで、142番2から142番4まで及び145番6から145番12まで並びに口80番3並びに口59番2及び81番2の各一部並びに石川県所管の法定外公共物の一部	金沢市保古2丁目111番地 株式会社エムエス企画 代表取締役 野村 晶子	道路 金沢市観法寺町ろ82番10、89番4、91番16、91番17、127番4、129番14、129番15、142番4、145番11及び145番12並びに口80番3並びに口59番2及び81番2の各一部並びに石川県所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市観法寺町ろ91番18、128番2及び129番16 水路 金沢市観法寺町ろ77番12、82番11、126番7及び141番7

監 査 公 表

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和4年8月22日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 久 保 洋 子
 金沢市監査委員 秋 島 太

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	文化政策課	おしがはら工房	22	保育幼稚園課	花園保育所
2	”	安江金箔工芸館	23	施設管理課	西部リサイクルプラザ
3	”	室生犀星記念館	24	”	西部環境エネルギーセンター
4	”	徳田秋聲記念館	25	緑と花の課	黒門前緑地
5	文化財保護課	埋蔵文化財センター	26	教育総務課 学校指導課	中村町小学校
6	スポーツ振興課	城東市民体育館	27	”	馬場小学校
7	”	城東テニスコート	28	”	森山町小学校
8	”	球技場	29	”	小坂小学校
9	”	陸上競技場	30	”	戸板小学校
10	”	医王山スキー場	31	”	三馬小学校
11	商工業振興課	ものづくり会館	32	”	犀川小学校
12	市 民 課	湊市民センター	33	”	森本小学校
13	”	元町市民センター	34	”	南小立野小学校
14	”	近江町市民センター	35	”	長田中学校
15	市 民 課 生活衛生室	野田山墓地	36	”	西南部中学校
16	”	奥卯辰山墓地公園	37	”	犀生中学校
17	福祉政策課	金沢福祉用具情報プラザ	38	”	額中学校
18	”	松ヶ枝福祉館	39	”	港中学校
19	健康政策課	元町福祉健康センター	40	学校教育センター	教育プラザ此花

20	子育て支援課	城北児童会館	41	図書館総務課	玉川図書館城北分館
21	保育幼稚園課	薬師谷保育所			

2 監査の期間

令和4年4月13日から同年8月5日まで

3 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島太、野本正人、下沢広伸

なお、野本正人、下沢広伸は令和4年6月17日に退任し、代わって同月21日に久保洋子、秋島太が就任した。

4 監査の対象範囲

令和3年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和4年度及びその他の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課 名	監査対象箇所
教育総務課	小坂小学校

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和4年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月22日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和4年8月25日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (4) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

令和4年(2022年)8月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄